

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に
掲げる協議が調ったことの証明書（案）

令和8年1月20日に開催した令和7年度第2回稲城市運賃協議会において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 路線又は営業区域の変更箇所

- (1) 対象路線：「稲城市コミュニティバス（iバス）」
・南多摩駅～稲城・府中メモリアルパーク路線（iバスAコース）
- (2) 対象期間：令和8年4月1日から
- (3) 運賃（料金）の種類、金額及び適用方法：下記の表のとおり

利用者等		運賃
大人（中学生以上）	全部を現金で支払う場合	200円
	全部をICカードで支払う場合	—
各種手帳所持者	全部を現金で支払う場合	100円
	全部をICカードで支払う場合	—
小児	全部を現金で支払う場合	50円
	全部をICカードで支払う場合	—
各種手帳所持者	全部を現金で支払う場合	30円
	全部をICカードで支払う場合	—
1歳以上～6歳未満（幼児）		50円
小学生以上が同伴する幼児2名まで		無料
1歳未満（乳児）		無料

※東京都シルバーパス、その他の割引制度の適用を行う。

2 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

南観光交通株式会社

令和8年1月20日

稲城市運賃協議会